

振り込め詐欺

(家族が交通事故に遭い、お金を振り込むように連絡があった。)

- Q. 警察官から「ご主人が事故に遭った。今すぐにお金を振り込まないと大変なことになる」と言われた。本当にそのような事故が発生しているのか。
- A. ○ 相手が「早く振り込まないと大変なことになる。」などと言って、不安を煽る手法がありますので、まずは落ち着いて、交通事故の現場や相手の氏名、電話番号等を聞き、「こちらから連絡し直します。」と伝え、一旦、電話を切った後、直接ご主人に確認して下さい。
- 「お金を振り込んで下さい。」などと警察官等が直接、お金を要求することはありません。
- そのほかに「示談金を支払わないと逮捕します。」「現在、ご主人は連絡が取れない状況です。」などと言う手法があるようですが、警察官が交通事故現場において、示談金を支払わないからという理由で逮捕するか否かを判断したり、事故当事者に「家族との連絡を取らないように」などと指導することはありません。
- 銀行が閉店する間際の午後3時前に連絡があることが多いようです。注意して下さい。
- 相手が口座を指定し料金の振り込みを要求した場合は、口座開設の銀行名、口座名義人名、口座番号等の情報を警察や銀行に提供してください。
- お近くの交番、警察署へ連絡して下さい。